筑紫女学園大学リポジト

The Adoption Process of Koki Mitogaku in the Modern Imerial State: Through the Consideration of Kowashi Inoue

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2014-05-09
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 井之上, 大輔, INOUE, Daisuke
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/320

近代天皇制国家における後期水戸学の受容過程

―井上毅を通して―

井之上　大　輔

一　はじめに（問題設定）
二　後期水戸学の定義
三　青少年期の井上毅と後期水戸学
四　明治憲法と後期水戸学
五　教育勅語と後期水戸学
六　おわりに（井上毅の思想的性格と国家神道の定義をめぐって）

一　はじめに（問題設定）

後期水戸学が、幕藩体制を再編強化するという本来の目的を超えて、討幕運動の推進力となり、ひいては近代天皇制国家の成立及びその後のイデオロギー政策に多大な思想的影響を及ぼしたことについては、先行研究が指摘しているところである。[1]

後期水戸学と近代天皇制イデオロギーとの接点は、特に教育勅語でもって漠然と説明されてきた。「朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ」という「皇祖皇宗」による肇国の由来と、「我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ済セル」という「臣民」の「忠」「孝」道徳とが、「国体ノ精華」として説明され、そしてそのような日本歴史の特殊性に「教育ノ淵源」を求めた教育勅語[2]が、後期水戸学における「忠孝一致（本）」やそれに基づく国体論の影響を受けていることは否定できないであろう。また、天皇制ファシズム期に文部省より刊行された『国体の本義』（一九三七年）においても、「大日本帝国は、万世一系の天皇皇祖の神勅を奉じて永遠にこれを統治し給ふ。これ、我が万古不易の国体である。而してこの大義に基づき、一大家族国家として億兆一心聖旨を奉体して、克く忠孝の美徳を発揮する。これ、我が国体の精華とするところである」[3]と、教育勅語同様、「国体の精華」が謳われ、さらに「我等の祖先は歴代天皇の天業恢弘を翼賛し奉つたのであるから、我等が天皇に忠節の誠を致すことは、即ち祖先の遺風を顕すものであつて、これ、やがて父祖

に孝なる所以である。我が国に於ては忠を離れて孝は存せず、孝は忠をその根本としてゐる。国体に基づく忠孝一本の道理がこゝに美しく輝いてゐる」[4]と、「忠孝一本」が称揚されたのであった。

周知の通り、天皇制ファシズム期に至ると、水戸学は王政復古を実現した尊王攘夷運動の思想的原動力であったとして盛んに賛美され、顕彰的な出版物も多く刊行された[5]。もちろん後期水戸学と教育勅語、そしてまた『国体の本義』に典型的に見られる天皇制ファシズム期の思想とを安易に等置することはできない。しかし、「万世一系」の国体観念や「忠孝一致」といった後期水戸学で強調された観念が、近代日本にあってその生命力を持ち続け、繰り返し再生産されたのは否定することのできない事実であり、後期水戸学を近代天皇制イデオロギーの主要な思想的要素として今後も捉えいく必要があると考える。

しかしながら、後期水戸学が崩壊しつつあった幕藩体制をその国体論に基づいて再建し、強化するという本来的な意図を超えて、それが「明治維新」の推進力となり、更にはその後の近代天皇制国家のイデオロギー政策に影響を及ぼしていったと指摘する研究は、今日あまり見られなくなった。水戸学的な内容と考えられてきた教育勅語に関して言えば、かつて家永三郎が「頗る普遍性豊にして、近代的国家道徳を多分に盛つた教訓となつてゐたのである」[6]、「教育勅語は儒教的西洋排斥思潮に導かれつゝ、かかる反動的立場を脱した一層普遍的な訓言として渙発せられたのである」[7]と終戦後まもなく指摘したように、今日ではむしろその「近代性」が再び強調されている傾向にある。そして、このような教育勅語評価は、必然的にその実質的起草者である井上毅への思想的評価とも連動する[8]。すなわち、昨今の教育勅語評価と同様、井上毅の近代的、立憲的思想性が強調されている研究状況となっているのである。

かつて梅渓昇は、「井上の思想の構造は国体（古典・国籍における固有の精神）を核心とし、それを儒教によって包擁して『倫理名教』の領域を形成し、さらにその周辺を西洋の文明によって粉飾するという性質を有していた」[9]と論じ、井上の「『国体主義』ないし『日本主義』」[10]的思想性を指摘した。以後、井上毅の本格的な研究が始まり、彼の思想的性格に関する研究状況で言えば、基本的には梅渓説を定説化する方向で展開されてきたと言える。しかし、必ずしも井上の思想における「近代的立憲主義」と「国体主義」の両側面を統一的に捉える研究が、その後深められていったとは言えない。むしろ、そのように統一的に把握する視点は現在希薄であり、前述したように井上の近代的、立憲的思想性が強調されている研究状況にある。「井上は、開明派官僚として、元田の徳治的教学思想を教育勅語に盛り込むことを認めることができなかったのである」[11]、「教育勅語の近代性は、まさに井上の力量であって、井上の教育勅語の完成に演じた役割は大きいと云わねばならない」[12]という指摘は、その典型的な例と言えよう。

本稿は、以上のような研究状況を踏まえ、井上毅―特に青少年期における井上と後期水戸学との関係、井上が起草した明治憲法・教育勅語と後期水戸学との関係―を考察することを通して、「近代天皇制国家における後期水戸学の受容過程」を明らかにしようとするものである。この問題設定は、後期水戸学で展開された「万世一系」（後期水戸

学では、「皇統一姓」や「一姓歴歴」などと表現された）・「忠孝一本（致）」・「祭政教一致」などを軸とする国体論が、近代天皇制イデオロギーに多大な思想的影響を与えたと認識していることに基づいている。また、特に井上毅に着目するのは、彼が軍人勅諭の起草に関与し、明治憲法や皇室典範、そして教育勅語を実質的に起草するなど、近代天皇制国家の支配秩序形成にもっとも重要な役割を果たした人物であるからである。

二　後期水戸学の定義

具体的な考察の前に、先ず後期水戸学の定義を行っておく。ただし、本稿は井上毅の思想と行動を考察することを通して、後期水戸学がどのように近代天皇制国家に受容されていったのかを明らかにしようとするものであるため、後期水戸学に関する細かな分析は避け、先行研究における通説的理解に基づき、全体的に捉えることとする。[13] 研究が細分化している現在、むしろ全体的に捉え直す作業が必要であると考える。

『大日本史』の編纂を通して、歴史の学問的研究を主眼とした前期水戸学に対し、後期水戸学は、寛政年間から天保年間における幕藩体制の動揺と西欧列強の接近という「内憂外患」の危機的状況を背景に形成されていった。そのような状況の中で、「皇統一姓」という天皇支配の優越性に対する絶対的な価値意識が浮上していくことになる。この価値意識は、後期水戸学の理論的指導者たる会沢正志斎や藤田東湖に顕著に現れるが、先ず最初にその前段階にあたり、「尊王攘夷思想を代表する水戸学の出発点」[14]とされる藤田幽谷の「正名論」（一七九一年）を検討していきたい。

周知の通り、「正名論」は君臣上下の名分を厳格に維持することが社会秩序の安定をもたらすと説いたものであるが、幽谷はその中で、

赫々たる日本、皇祖開闢より、天を父とし地を母として、聖子・神孫、世明徳を継ぎて、以て四海に照臨したまふ。四海の内、これを尊びて天皇と曰ふ。八州の広き、兆民の衆き、絶倫の力、高世の智ありといへども、古より今に至るまで、未だ嘗て一日として庶姓の天位を奸す者あらざるなり。君臣の名、上下の分、正しく且つ厳なるは、なほ天地の易ふべからざるがごときなり。ここを以て皇統の悠遠、国祚の長久は、舟車の至る所、人力の通ずる所、殊庭絶域も、未だ我が邦のごときものあらざるなり。豈に偉ならずや[15]

と、「皇祖開闢」以来、「皇統一姓」の天皇が易ることなく「天位」にあり、その易姓革命の不在が「我が邦」独自のものであると賛美する。そして、次のようにも論じている。

天朝は、開闢以来、皇統一姓にして、これを無窮に伝へ、神器を擁し宝図を握り、礼楽旧章、率由して改めず。天皇の尊は、宇内に二なければ、すなはち崇奉してこれに事ふること、固より夫の上天杳冥にして、皇尸、戲に近きがごときの比にあらずして、天下の君臣たる者をして則を取らしむる、これより近きはなし。この故に幕府、皇室を尊べば、すなはち諸侯、幕府を崇び、諸侯、幕府を崇べば、すなはち卿・大夫、諸侯を敬す。夫れ然る後に上

下相保ち、万邦協和す。[16]

ここには、江戸時代後期から主張される大政委任論が確認されるが、本稿の問題意識からして重要なのは、「皇統一姓」観念に基づく尊王論である。もちろん幽谷においては、「皇統一姓」そのものが即自的に絶対視されているわけではないが、後期水戸学に共通する特徴としておさえておく必要がある。[17]そして、この「皇統一姓」を国家統合および民衆支配のイデオロギーとして体系化したのが、幽谷の門弟会沢正志斎である。次にその代表的著作である『新論』（一八二五年）を中心に検討したい。

国家の統一強化と富強、そして民心統合の必要性を論じ、その方策として従来から唱えられていた尊王論と攘夷論を結合して尊王攘夷論を体系化した『新論』は、記紀神話に依拠した建国原理に基づく国家体制（国柄）という意味での国体概念を明示した最初の著作としても知られる。会沢はその冒頭で「謹んで按ずるに、神州は太陽の出づる所、元気の始まる所にして、天日之嗣、世宸極を御し、終古易らず。固より大地の元首にして、万国の綱紀なり。誠によろしく宇内に照臨し、皇化の暨ぶ所、遠邇あることなかるべし」[18]と論じ、さらに「忠孝を以て国を建てたまへるを論じ」[19]た「国体」（上）においても、「夫れ天地の剖判し、始めて人民ありしより、天胤、四海に君臨し、一姓歴歴として、未だ嘗て一人も敢へて天位を覬覦するものあらずして、以て今日に至れるは、豈にそれ偶然ならんや」[20]と論じている。会沢に至って、幽谷のそれ以上に、「終古易」ることのない「一姓歴歴」に対する価値意識がより明確に浮上し、これと同意の主張は、彼の著作の随所に見出すことができる。例えば、「万国の中に、只神州のみは天地開闢せしより以来、天日嗣無窮に伝へて、一姓綿綿として、庶民の天と仰ぎ奉る所の皇統かはらせ給はず」[21]、「国体の尊厳なる事は、四海の外に万国多しといへども、天地の間に、至て尊きものは只一つならではなき道理也。然るに外国にては其帝王と称するものも、其種姓屢々遷り易りて、一定せず。天朝のごとく皇統綿々として、天地と共に窮りなき事は、万国に絶てなき事也」[22]、「神州ハ開闢以来、天照皇太神ノ恩波ニ浴シ、ソノ神胤歴歴トシテ今ニ現存マシマシテ他姓ヲ交ヘザル国ナレバ、恩義厚薄、他邦ト大ニ異ナルベシ」[23]などはその一例である。[24]

会沢によると、この「皇統一姓」は、「其れ君臣の義は、天地の大義なり。父子の親は、天下の至恩なり。義の大なるものと、恩の至れるものとは、天地の間に並び立ち、漸漬積累して、人心に洽浹し、久遠にして変ぜず。これ帝王の天地を経緯し億兆を綱紀する所以の大資なり」[25]というように、「君臣の義」（忠）と「父子の親」（孝）によって維持されてきたわけだが、この「忠孝」観念もまた、「皇統一姓」への価値意識とともに、後期水戸学に共通する観念であることに留意しなくてはならない。そしてまた、この「忠孝」観念は、「天孫」（歴代天皇）が「天祖」（天照大神）を祭ることを通して、万民に「不言」のうちに浸透していったというのである。

夫れ君臣や、父子や、天倫の最も大なるものにして、至恩は内に隆んに、大義は外に明らかなれば、忠孝立ちて、天人の大道、照照乎としてそれ著る。忠は以て貴を貴び、孝は以て親を親しむ。億兆のよく心を一にし、上下のよく相親しむは、良に以あるなり。

もし夫れ至教の不言に存し、百姓の日に用ひて知らざるものは、これその故何ぞや。天祖は天に在りて、下土に照臨したまひ、天孫は誠敬を下に尽して、以て天祖に報じたまひ、祭政これ一、治むるところの天職、代るところの天工は、一として天祖に事ふる所以にあらざるものなし。祖を尊びて民に臨めば、すでに天と一たり、故に天と悠久を同じくするも、またその勢のよろしく然るべきなり。[26]

更に、このような「忠孝」と「祭」の相関関係は、次のように明確に説明される。

孝は以て忠を君に移し、忠は以てその先志を奉じ、忠孝は一に出で、教訓正俗、言はずして化す。祭は以て政となり、政は以て教となり、教と政とは、未だ嘗て分ちて二となさず。故に民はただ天祖を敬し、天胤を奉ずるを知るのみにて、郷ふところ一定して、異物を見ず。ここを以て民志一にして、天人合す。これ帝王の恃みて以て四海を保つところにして、祖宗の国を建て基を開きし所以の大体なり。[27]

「忠孝は一」致し、それは「祭」「政」「教」一致という、言わば神道的宗教性によって支えられているとし、会沢はここに建国の原理を見出したのである。

最後に幽谷や会沢に比して、その道徳論が注目される藤田東湖の『弘道館記述義』（一八四七年）を検討し、後期水戸学に共通する「皇統一姓」、「忠孝一致」、「祭政教一致」の観念を確認しておきたい。

『弘道館記述義』は、「神州の道を奉じ、西土の教を資り、忠孝二无く、文武岐れず、学問・事業、その効を殊にせず、神を敬ひ儒を崇び、偏党あるなく」[28]という学問的態度を明示した「弘道館記」（一八三八年）の解説書である。そこにおいて「神代は邈たりといへども、古典の載するところ、彰明較著、また疑ふべからず」[29]と、古典に記されたことをそのまま事実として信奉するという国学的な態度を示しているように、東湖は幽谷や会沢に比して、国学の影響を強く受けている。ただ、「天日之嗣、世その神器を奉じて以て万姓に君臨したまひ、群神の胤、また皆その職を世にして、以て皇室を翊戴す。これ蓋し神州、基を建つるの大端なり。嗚呼、天祖・天孫、統を垂れ業を創めたまひし所以、巍巍乎としてそれ大なるかな。すなはち宝祚の隆んなること天壌と与に窮まりなきもの、豈に偶然ならんや」[30]、「赫赫たる神州は、天祖の天孫に命じたまひしより、皇統一姓、これを無窮に伝へ、天位の尊きこと、なほ日月の踰ゆべからざるがごとし」[31]というように、「皇統一姓」の価値意識は、幽谷や会沢と同様である。そして、「臣彪謹んで案ずるに、人道は五倫より急なるはなく、五倫は君父より重きはなし。然らばすなはち忠孝は名教の根本、臣子の大節にして、忠と孝とは、途を異にして帰を同じうす。父に於けるを孝と曰ひ、君に於けるを忠と曰ふ。吾が誠を尽す所以に至つては、すなはち一なり」[32]という、「忠孝一本」[33]の観念も確認できる。また、東湖は、「臣彪謹んで案ずるに、臣下の君上に於けるは、一体なり。子孫の祖先に於けるは、一気なり。臣子はすでにその徳行・道芸を修めて以て君父に事へ、人君はその衆思・群力を集めて以て祖宗に報いなば、すなはち君臣上下、斯道を推し弘むる所以のもの、いづれかこれより大いならん。祖宗の志、ここに於

てか墜ちず、神皇の霊、豈に感格せざるの理あらんや」[34]と、「斯道」（神道）を「推し弘」める上で、「祖先」崇拝こそが重要であると論じているが、これは「祭政教一致」の観念に通じるものとして捉えることができよう。

以上、後期水戸学の代表的人物である藤田幽谷、会沢正志斎、藤田東湖の主な著作を通して、後期水戸学の思想を全体的に考察した。もちろん、幽谷・会沢・東湖の三者は、それぞれに独自の思想を形成し、それぞれに思想的差異が確認できるのであり、後期水戸学には多面性が内在している。しかしながら、本論の主旨に基づき、彼らに共通する思想を摘出し、それを後期水戸学の特徴として全体的に捉えたい。すなわち、「皇統一姓」・「忠孝一致」・「祭政教一致」を基軸とした国体論こそが、後期水戸学に共通する観念なのである。

後期水戸学を右のように定義した上で、次に、青少年期における井上毅と後期水戸学の関係を考察したい。

三　青少年期の井上毅と後期水戸学

井上毅は、一八四三（天保一四）年一二月一八日、肥後藩家老長岡監物（長岡是容）の家臣飯田権五兵衛の三男として生まれ、幼名を多久馬といった。一八五二（嘉永五）年一月、一〇歳の時に長岡家の家塾である必由堂に入塾し、一五歳までそこで学んでいる。後述するように、ここで後期水戸学に触れたと考えられる。その後、学識を認められ、長岡是容の推挙で、一八五七（安政四）年七月、一五歳の時に藩校時習館訓導の木下犀潭の家塾（韡村書屋）に入門し、二〇歳までそこで学んだ。ついで一八六二（文久二）年一〇月、二〇歳の時に藩校時習館の居寮生となって、二三歳までそこで学んでいる。つまり井上は、少年期を必由堂で、青年期を韡村書屋と時習館で学んだのであった。

右のような学問的環境の中で、井上が学び続けたのは言うまでもなく儒学であり、中でも朱子学であったことは想像に難くない。青少年期の井上の思想について、先行研究においても「伝統的な朱子学の徒」[35]であったと指摘されている。それは「元治元年十月末日前後から、程遠くない頃の起草と推定」[36]されている「交易論」の中で、「彼説ノ所謂天ハ、即天主ニテ、天堂上ニアル処ノ有形有意ト云ル者ヲ指ストミエタリ。是謬見ノ由ル所ナリ。先天ハ蒼々ノ中ニ在ズ。乃我心ニ在ト知ベシ」[37]と、朱子学的な「天」の観念からキリスト教の「天主」＝神の観念を批判し、「孔孟仁義ノ道ヲ守リ、日本ノ日本タル処ヲ以テ、宇内ニ中立セバ、誠ニ皇国ヲ宇内第一ノ仁義国トナシテ、万国ノ標準トモナリ、終ニハ放蕩ノ邪説モ、是ガ為ニ熄テ、万国孔孟ノ教ヲ慕フ様ニモナルベシ」[38]と鼓舞した彼の発言からも容易に伺える。もちろん、厳格に朱子学のみの学問的環境の中で、井上が青少年期を過したわけではないと考えられるが、基本的には朱子学が青少年期における井上の思想形成に大きく影響を及ぼしていたと言える。

ただ、本稿の論旨との関係で重要なことは、朱子学の影響とともに、井上が必由堂において後期水戸学の影響を受けたと考えられる点である。

必由堂の教育方針について、次のような指摘が残されている。

必由堂教育の主張は『和魂漢才に水戸学風真の髄を加へて人物を作るにあり』といふので尽きるようである。是容先生と水戸との交渉は米国の使節ペルリの浦賀来航に始まつてゐる。是容先生は（以下略して先生といふ）藩公の命に接し藩兵を提げて浦賀に出陣し、後ち江戸に行つた。常に水戸公の人物並に公の政治的卓見に私淑してゐたので先生は、江戸の邸にも伺ひ斉昭公に謁しまた藤田東湖とも深交を結んだ。その際水戸の学風につき研究し首肯する処あり、帰国後水戸学の真髄をも取り入れて前に述べたる教育の綱領となつたのである。先生が子弟教養の方針は『皇室を擁護し勤王の人を作るにあり』これが先生の信条であつた[39]

この指摘によると、長岡是容が水戸学者と交流する契機となったのはペリー来航であり、それを機に水戸斉昭に会い、また藤田東湖とも親交を結び、水戸学を信奉するようになっていったという。そして、自らが指導する必由堂の「教育の綱領」に「水戸学説の真髄」を取り入れ、「皇室を擁護し勤王の人を作る」ことを信条としたというのである。

よく知られているように、長岡は一八五五（安政二）年に肥後実学党の盟友横井小楠と、『大学』首唱の「大学之道、在明明徳、在新民、在止於至善」の解釈をめぐって対立し、先ず何より「明徳を明らかにする」ことが課題であるとした。「民を新たにする」ことを第一の課題とした横井に比べると、長岡は為政者自身の道徳性を重視したわけだが、このような為政者としての姿勢に、水戸学の尊王論を加味したのが彼の学風であったと言える。事実、水戸学に心酔していた長岡は、必由堂の教育方針を次のように闡明している。

人道の大本は全く孝悌の二つにて此心を推して君につかふれば其儘忠と申すものにて、人の子弟なるもの深くこの理を弁え知つて父母に能く事へ、長者をあなどらず風俗を謹しみ、文武の芸に其の身をゆだねん事こそ予の日々夜々にわすゝひまなく祈り願ふ処なり。[40]（傍点―筆者）

これは、長岡が「嘉永六年の正月稽古初めに方り、必由堂の一同[41]」に示したものであるが、ここには、後期水戸学の国体論の主要をなす「忠孝一致」が確認でき、実際に長岡が必由堂の教育に「水戸学説の真髄」を取り入れていたことがわかる。この「必由堂へ示し給ふ御書」が長岡によって示されたのは、一八五三（嘉永六）年一月のことであるが、井上はその前年の一八五二（嘉永五）年一月、一〇歳の時に必由堂に入塾し、一八五七（安政四）年六月までの五年間、一五歳の時までそこで学んでいる。つまり、井上は尊王論や「忠孝一致」といった水戸学的教育がなされていた必由堂で学んでいたことになる。

当時の井上の勉学の様子として、「幼より米田家の家臣を教養する必由堂に入りて勉学されしが十二三歳の時には句読も訓点もなき白文の文選をば恰も立板に水を流す如く流暢に誦読せられ、十四五歳の時には先輩学友と左伝、史記などのおつとり読みを為さるゝ際、若し字音の疑ひある者は息をも継かず字音の反しを反して読み行かれ少しも其音調の淀まざりしには何人も舌を捲きて驚き居たり[42]」と伝えられているが、このように勉学熱心であった彼が、水戸学の影響下にあった長岡是容―必由堂の教育を通じて、「忠孝一致」などの国体論を学んだと考えられることは、行論上おさえておく必要がある。

この点について、すでに「必由堂の教育を五十二年の生涯の最初に学び、『皇室を擁護し勤王の人を作る』ことに必由堂教育の信条を置いていた長岡監物の感化によって育てられた井上毅が、かれの人間形成や思想的骨格の形成において、長岡監物を通じて水戸学思想の深い影響を受けていたことは想像に難くない」[43]との指摘があるが、少年期に必由堂で受けた水戸学の影響が、その後の井上の思想においてどのように表面化していき、また明治政府の法制官僚となった彼が展開した政策の中にどのように反映されていったのかを明らかにした研究は、いまだにない。従って、この点を踏まえた上で、次に青年期における井上と後期水戸学との関係についての考察を進めていかなくてはならない。

青年期の井上に、後期水戸学がどのように影響を及ぼしていたのかを考察する上で、一八六四（元治元）年、彼が時習館の居寮生で、二二歳の時に起草した「交易論」を検討しておこう。この横井小楠の開国論を批判した「交易論」において見られる井上の思想は朱子学であり、彼が直接的に水戸学的な国体論を展開しているわけではない。しかし、その冒頭で井上が西洋諸国との交易に反対する根拠として、日本と西洋との「国体」の相違を俎上に載せていた点は注目に値する。

交易ノ理、易ニモ見エタル如ク、民生日用ノ常道ナルコト、固ヨリニテ、今始ラザル道理ナルベシ。但シ、我国ハ農ヲ以テ本トシテ、交易ヲバ生道ノ一端トシ、西洋ハ商売ヲ以テ国ヲ立テ、、交易ヲバ生道ノ根本トス。是全体ノ国体同カラザルナリ。故ニ只今迄、日本ハ日本自国中ニテ交易ノ道行ハレテ、何モ不足ナシト見エタリ。[44]

このように井上は、農業を「本」とする日本と商業を「本」とする西洋諸国との「国体」の相違を根拠に、開国・交易に反対したわけであるが、続けて次のようにも論じている。

日本ト西洋トハ、国土ノ区別、格別ニテ、各其風俗人質モ不同、言語礼法モ不同、教法宗旨モ不同、立国ノ基本モ不同。右四ノ不同アル上ハ、縦イ互ニ交通イタストモ、トテモ平均ハ出来マジク、トテモ平均ハ出来マジケレバ、元来各区別限閾ヲ存シテ、無用ノ交通ハイタサヌガ、自然ノ宜ニテ、即天意ナルベシ。[45]

儒教的な「天」の観念に基づいて、西洋との交易の不必要性を「天意ナルベシ」と論じている点において、井上の思想における朱子学的傾向は明瞭である。ただ、日本と西洋諸国との「風俗人質」、「言語礼法」、「教法宗旨」、「立国ノ基本」という四つの「不同」に着目する視点、すなわち日本独自の「国体」に着目する姿勢が、すでに青年期における井上においてはっきりと確認できることはもっと注視されるべきである。なぜなら、このような「国体」への着眼性が、明治政府の法制官僚となった井上が関与した諸政策に生かされていくと考えられるからである。例えば、一八七九（明治一二）年の「伊藤参議教育議」において、井上は「唯タ政府深ク意ヲ留ムベキ所ノ者、慣習・文学・歴史ハ国体ヲ組織スルノ元素ナリ。宜シク之ヲ愛護スベクシテ、之ヲ残破スベカラス」[46]と論じているが、早くから日本独自の「国体」に着目していた井上からすれば、この発言は当然の帰結であったと理解すべきであろう。そして、井上が重要視するこの日本独自の「慣習・文学・歴史」は、

後述するように、明治憲法の起草を経験することを通して、具体的には「忠孝一致」などの水戸学的な要素を含む概念として定立されるようになるのである。また、一八七二（明治五）年から一年余りの欧州留学で井上が学んだことは、「民已ニ開化ニ進ムトイヘドモ亦其ノ旧慣故習必ス動カスベカラザルモノアリ」[47]、「独乙人ハ常ニ羅馬ノ法ヲ以テ標準トストイヘドモ、其固有ノ慣習ニ従テ生活スル事ヲ易ヘズ。（中略）今マ日本人直チニ欧州ノ法ヲ采テ之ヲ施行セントスルニ至テハ独乙人ノ与ミセサル所ナリ」[48]というように、近代的な法体系を確立する上で日本独自の「旧慣故習」に着目することの重要性であったが、このような姿勢もまた、青年期における井上の「国体」論を前提として捉える必要がある。

もちろん、「交易論」において井上がいう「国体」とは、「国柄」や「国の特徴」という価値中立的な広い意味で用いられているのであって、それが直ちに「皇統一姓」や「忠孝一致」などといった水戸学的な国体論の概念として定立されているとは断定できない。だが、水戸学的な教育がなされていた必由堂で少年期の井上が学んでいたことを考慮に入れると、日本固有の「国体」に着目する思考そのものに、後期水戸学の影響が全くないとは言い切れない。「我日本ニシテハ、神武ノ声明、万国ニ夸耀スルホドノ国ヲ以テ、オメ〳〵ト彼ガ下風ニ就ンコト、誠ニ残念ノ至ナリ」、「日本ハ横流中ノ砥柱ニテ、国体ト云、風俗ト云、文化ト云、封建之制ト云、誠ニ万国ニ秀出シタレバ」[49]という日本の「国体」への優越意識や、「況ヤ日本ノ国体国制元来万国ニ秀出スルヲ以テ、綱紀事巧、本末並挙、日本ノ人質神智霊明ナルヲ以テシテ、伎倆器械兼備ヘザル処ナキニ至バ、洋夷モ手ヲ置ク様ニナルベシ」[50]という攘夷論的な対外認識は、後期水戸学の論調に類似しているのであって、青年期の井上が起草した「交易論」には朱子学の影響とともに、後期水戸学の影響を確認することができる。

以上、青少年期の井上に、後期水戸学的の影響を確認してきたわけであるが、次に、彼が実質的に起草した明治憲法と後期水戸学との関係性を考察していきたい。

四　明治憲法と後期水戸学

先行研究が指摘しているように、井上はプロシアの政治形態を深く研究し、一貫してプロシアの立憲制度・憲法の採用を主張した。確かに、井上は欧州視察旅行後の一八七五（明治八）年三月には『王国建国法』を出版して、憲法には「上ニ成ル者」（欽定憲法）と「下ニ成ル者」（民約憲法）があると指摘し、そして、「下ニ成ル者ハ、仏朗西是レナリ、擁シテ之ニ逼ル、輾転相剋ツノ勢、今ニ至テイマダ已マズ。上ニ成ル者ハ、普魯西是レナリ、批シテ之ヲ可ス、君臣諧同、国ニ内警ナシ。二ツノ者ノ間、利害相去ル、果シテ何如ゾ乎」[51]と、国内的に不安定なフランスの民約憲法を退け、早くからプロシアの欽定憲法を高く評価していた。そして、その後、いわゆる「明治十四年の政変」過程においては、岩倉具視と伊藤博文のブレーンとして、プロシア憲法の採用に尽力することとなる。井上が岩倉に「普国ニ倣ヒ歩々漸進」[52]するように力説し、ついで「普魯西風ノ憲法ヲ行フ事ハ、如此風潮ノ中ニ於テ至難ノ勢ナルヘシトイヘトモ、今日ニ在テハ猶是ヲ挙行シ、多数ヲ

得、以テ成功ニ至ルベシ。何トナレハ英国風ノ憲法論未タ深ク人心ニ固結スルニ至ラズシテ、地方ノ士族中、王室維持ノ思想、猶其余瀝ヲ存スルモノ、必ス過半ニ居レハナリ」[53]と、伊藤にも「英国風ノ憲法」ではなく、「普魯西風ノ憲法」を採用することを強く進言することによって、プロシア憲法が明治政府主導の憲法構想の模範とされることが決定したのであった。

このように、「明治十四年の政変」過程において、井上が明治政府主導の立憲・憲法構想を決定付ける重要な役割を担ったのは周知の通りであるが、政変直後に、政府が執るべき具体策を提案した「人心教導意見案」において、「今天下人心ヲシテ、稍ヤ保守ノ気風ヲ存セシメントセハ、専ラ孛国ノ学ヲ勧奨」[54]しなければならないと主張していたことからも、先行研究が示す通り、彼は強くプロシアの立憲制度・憲法の影響を受けていた[55]。そのことは、井上が独逸学協会[56]にその会員として参加し、また「変則独逸学ヲ以テ専門政治学校ヲ開キ、生徒ヲ教育スルコト」[57]と、独逸学協会学校[58]の設立建議書を代草していたことからも理解できる。

一方、井上が明治憲法を起草するにあたって、プロシア憲法とともに、国典・国学を研究し、その影響を受けていたこともよく知られている。生前には公刊に至らなかった『梧陰存稿』の「言霊」[59]の中で、本居宣長の『古事記伝』を援用しながら、「うしはぐ」と「しらす」という古言の質的相違を説明し、「御国の天日嗣の大御業の源は皇祖の御心の鏡もて天か下の民草をしろしめすといふ意義より成立たるものなり。かゝれは御国の国家成立の原理は君民の約束にあらすして一の君徳なり。国家の始は君徳に基つくといふ一句は日本国家学の開巻第一に説くへき定論にこそあるなれ」と、「御国の国家成立の原理」を、後者の「しらす」という「皇祖」の「君徳」に求め、「恐くも我か国の憲法は欧羅巴の憲法の写しにあらすして、即遠つ御祖の不文憲法の今日に発達したるものなり」と自負していたように、井上の憲法構想には国典・国学思想の影響もあった。また、井上は「全国精英ノ少年ヲ募集シ、専ラ国典ヲ講明シ、礼楽ヲ修習セシメ、其心志ヲ鞏固ニシ、其特性ヲ涵養セシメ、兼ヌルニ漢洋ノ学武技体操ノ術ヲ以テシ、其ノ才識ヲ博メ、其元気ヲ養ヒ、以テ国家有用ノ人物ヲ陶冶シ、国体ヲ万世無彊ニ保維シ、皇道ヲ四裔ノ外ニ発揚スル大基礎ヲ立テントス」[60]ることを教育理念として設立され、神官の養成学校でもあった皇典講究所[61]と深い関係を持ち、更にはこの皇典講究所を母体とし、「専国史、国文、国法ヲ攻究シ、我ガ国民ノ国家観念ヲ湧出スル源泉トナシ、皇祖皇宗ノ謨訓ニ基キ固有ノ倫理綱常ヲ闡明シ、且支那泰西ノ道義説ヲ採択シ、以テ之ヲ補充シ、以テ国民ノ方向ヲ一ニシ、古今一貫君民離ルベカラザル情義ヲ維持セントス」[62]ることを教育理念とした国学院の設立にも関与していたのであり[63]、彼の思想において、国典・国学思想が、大きなウエイトを占めていたことがわかる。

ただ、注意すべきことは、プロシアの立憲思想や国典・国学思想の影響とともに、明治憲法には井上を通して後期水戸学の影響を確認できるという点である。次にこの点を考察したい。

言うまでもなく、「明治十四年の政変」とは、「この政変は明治初期政治の決算であったとともに、明治的政治（藩閥政治）への展開期で、

政治史上たしかに一期を画するものであった。さらに、この政変を機として外見的立憲制樹立の基本構想がなされ、天皇制絶対主義政権確立の前提であった[64]」と指摘されるように、薩長藩閥政権の確立、実質的には天皇制絶対主義の確立への重要な画期であるとともに、明治憲法体制の出発点でもあった。井上自身、この政変過程において、欽定憲法の体裁及びプロシア憲法を模範とする漸進主義の採用などを列挙した、後の明治憲法の原型たる「憲法綱領意見[65]」を起草しており、やがてこの「憲法綱領意見」は岩倉の名をもって太政大臣三条実美ならびに左大臣熾仁親王に提出されることとなった。ここに初めて、民権派に理論的に対抗し得る憲法構想が成立するわけである。

ただ、看過してはならないことは、井上はこの「憲法綱領意見」と同時に、憲法の基準を日本古来の歴史的特殊性に求める構想を示していたということである。すなわち、「憲法制定意見案[66]」がそれであり、そこで井上は「毅謹白、毅不肖ナリト雖、国家永遠ノ計、得失ノ機、方ニ今日ニ在ルコトヲ知ル」と、「明治十四年」がまさに「国家永遠ノ計」を決定する上でも重要な時期であることを自覚しつつ、憲法制定の基準として、次のように論じているのである。

我国上古皇家相伝フルノ道、名分大義炳トシテ日星ノ如シ。此レ乃チ国ト倶ニ存亡スル者ニシテ特ニ之ヲ変スヘカラザルノミナラズ、又之ヲ変スルコトヲ思フ者ナキハ世ノ謀ラズシテ同キ所ナリ。試ニ之ヲ歴挙センニ、一ニ曰、大政一君ニ統ヘ、輔クルニ官僚ヲ以テス。二ニ曰、民ノ皇孫ニ服事スルハ猶皇祖ニ事フルカ如ク万世渝ハルコト無シ。三ニ曰、君統ハ男系ヲ以テシテ女系ヲ以テセズ。四ニ曰、嫡庶ニ先タチ長幼ニ先タツ。五ニ曰、君徳ハ文武ヲ并ス。六ニ曰、祖考ノ祭ヲ敬シ孝ヲ以テ治ヲ為ス。蓋凡ソ此ノ類元気ノ涵ス所、大化ノ養フ所、数千年ニ渉リ、深ク人心ニ入ル。乃国祚国脈ノ係ル所ナリ。（傍点―筆者）

「民ノ皇孫ニ服事スルハ猶皇祖ニ事フルカ如ク万世渝ハルコト無シ」、「祖考ノ祭ヲ敬シ孝ヲ以テ治ヲ為ス」などというように、井上は民衆が「皇孫」や「皇祖」に恭順してきた有様や、「祖考ノ祭ヲ敬シ孝ヲ以テ」なされる統治、すなわち祖先崇拝に基づく祭政一致が、「元気ノ涵ス所、大化ノ養フ所」であると認識する。そして、憲法制定はこのような「我国上古皇家相伝フルノ道」を基準として行なわれるべきであるというのである。

同じく、政変まっただ中の一〇月一一日に、御前会議で提出された寺島宗則などの諸参議連署による「立憲政体ニ関スル奏議」の原案たる「各参議立憲上疏[67]」において、「憲法ヲ定ムルノ標準」として次のようにも論じている。

憲法ヲ定ムルノ標準ニ至テハ、臣等竊ニ以為ラク、建国ノ本各々源流ヲ殊ニス。彼レヲ以テ此レニ移スベカラズ。祖宗基ヲ創メ、伝フルニ神器ヲ以テス。民ト之ヲ守ル、万世不易ノ道ナリ。陛下時機ヲ昭鑒シ、古今ヲ変通シ、将ニ政権ヲ分テ之ヲ衆庶ニ公ニセントス。蓋実ニ祖宗ノ遺訓ヲ揚ケ、懿訓ヲ広ムルニ過キザルナリ。今民間政談ヲ為ス者ヲ視ルニ、好テ欧米詭激ノ説ヲ主張シ、国体ノ何タルヲ顧ミザル者往々コレアリ。臣等実ニ之ヲ危ウム。竊ニ願ハクハ、憲法ノ成ル各国ノ長ヲ採酌スルモ、而モ我カ国体ノ美

ヲ失ハズ、広ク民議ヲ興シ、公ニ衆思ヲ集ムルモ、而モ我カ皇室ノ大権ヲ墜サズ、乾綱ヲ総攬シ、有極ヲ建立シ、以テ不拔ノ基ヲ垂レンコトヲ。

井上は、「憲法ヲ定ムルニ国体ヲ重ンスルハ、篤ク祖宗ノ遺業ヲ守ル所以ナリ」とも述べているが、記紀神話における「三種の神器」を引き合いに出しつつ、諸外国の憲法を参照したとしても、「我カ国体ノ美ヲ失」ってはならないと力説するのであった。つまり、井上は先の「立憲」的な「憲法綱領意見」と並んで、「憲法制定意見案」や「各参議立憲上疏」において、「我国上古皇家相伝フルノ道」や「国体」を憲法の基礎にすべきであると主張していたのである。

先述したように、井上は青少年期という人生の早い段階で後期水戸学の影響を受け、日本独自の「国体」に着目する姿勢を見せていたが、このような水戸学的な素養が前提にあったからこそ、必然的に「国体」を基盤とする憲法を構想するまでに至ったと理解すべきであろう。もちろん、その過程には国典・国学思想も影響しているのであって、井上が実質的に起草した明治憲法が、直ちに後期水戸学の国体論のみに基づいていると、その影響を過大視することはできない。ただ、明治憲法に井上を通じて、国典・国学思想だけではなく水戸学思想の影響も確認できるという点は、否定できないであろう。このことは、次の「憲法制定ニ関スル意見書」[68]を見れば、より明らかとなる。

大日本帝国ノ憲法ハ何ヲ以テ首脳トナスカ、万世一系ノ皇室ヲ奉戴シテ主権者トナスコト是レナリ。（中略）今我国民ノ習慣上何物カ尤モ此ノ憲法ノ首脳ト関係アルヤト尋ヌルニ父子ノ関係是レナリト答フベシ。此ノ関係ハ我々日本人民カ千百年来ノ習慣ヲ以テ養成シタルモノニシテ、君臣ノ関係ト首尾相呼応スルモノトス。夫レ既ニ万世一系ノ皇室ヲ奉戴スルハ我国憲法ノ首脳タルベキトキハ之ト密著（ママ）ノ関係ヲ有スル父子ノ関係ハ力メテ之ヲ保護セサルベカラス。夫レ家ハ小国家ニシテ父子ハ小君臣ナリ。子、父ニ事フルノ道ハ即チ臣君ニ事フルノ道ナレハ未タ家ニ孝ニシテ国ニ忠ナラサルモノアラズ。古人曰フ未タ孝悌ニシテ上ヲ犯スモノアラズ。即チ是ノ意ナリ。由是観之、父子ノ関係ハ君臣ノ関係ニ影響ヲ及スヘキ固ヨリ明ナリ。顧フニ我カ国民中ニ行ハル、子父ノ交際ハ極メテ従順ナルモノニシテ、曾テ犯戻ノ跡アルナシ。此ノ従順ナル交際ノ間ニ生長シタル我々人民カ皇室ニ対シテ曾テ犯戻ノ心ヲ起スモノアラサルハ亦タ謂レナキニ非ラス。古人所謂ル忠臣ヲ求ムルハ必ス孝子ノ門ニ於テストハ其意義甚タ広シト謂フベシ。

今ヤ我カ国憲法制定ノ期ニ臨ミ、其首脳タルベキ皇室ノ主権確定セントスルコトナレハ憲法ナリ民法ナリ之ヲ保護拡張スベキモノ就中此ノ父子ノ関係ノ如キハ力メテ之ヲ維持セサルベカラサルナリ。（傍点―筆者）

井上は「我カ国憲法制定ノ期ニ臨」み、「万世一系ノ皇室ヲ奉戴シテ主権者トナスコト」が「大日本帝国ノ憲法」の「首脳」であると強調し、「我国民ノ習慣上」その「首脳」と最も関係を有し、「我々日本人民カ千百年来ノ習慣ヲ以テ養成」してきた「父子ノ関係」を「保護」すべしとしたのであった。そして、井上において「家」とは「小国家」で

あり、このような家族国家観の下、「子、父ニ事フルノ道ハ即チ臣君ニ事フルノ道ナレハ未タ家ニ孝ニシテ国ニ忠ナラサルモノアラス」という認識に立つのであった。「父子ノ関係ハ君臣ノ関係ニ影響ヲ及スヘキ固ヨリ明ナリ」と、「父子ノ関係」(孝)が、そのまま「君臣ノ関係」(忠)に繋がるという井上の認識は、後期水戸学における「忠孝一致」そのものである。従って、「万世一系ノ皇室」の主権性と「忠」「孝」道徳とが、井上においては歴史的にも相互に関係し合い、密接不可分なものとして捉えられているのであり、この点は、行論上はっきりと押さえておかなければならない。まさしくここに、「天胤、四海に君臨し、一姓歴歴として、未だ嘗て一人も敢へて天位を覬覦するものあらず」[69]、「孝は以て忠を君に移し、忠は以てその先志を奉じ、忠孝は一に出で、教訓正俗、言はずして化す」[70]という後期水戸学の「万世一系」や「忠孝一致」の観念が、井上を通して明治憲法に受容されたのである。

以上のように、明治憲法には後期水戸学の影響を確認できるのであるが、最後に明治憲法第一条「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」[71]の思想的背景を確認しておきたい。

「本條は井上毅が万邦無比の我が国体に稽へて苦心立案せるもの」[72]と古くから指摘されているように、井上は明治憲法を起草するにあたって、この第一条に最も苦心するが、彼はこの第一条に明文化した「万世一系ノ天皇」による統治を、『憲法義解』[73]の中で次のように説明している。

恭て按ずるに、神祖開国以来、時に盛衰ありと雖、世に治乱ありと雖、皇統一系宝祚の隆は天地と与に窮なし。本条首めに立国の大義を掲げ、我が日本帝国は一系の皇統と相依て終始し、古今永遠に亙り、一ありて二なく、常ありて変なきことを示し、以て君民の関係を万世に昭かにす。

つまり、井上はこの第一条で「開国以来」続く「皇統一系」という日本歴史の特殊性を、「天地と与に窮なし」と歴史的・恒久的に意義付け、「日本帝国」が「一系の皇統と相依て終始し」ていることを誇示したのであった。続けて井上は、「統治は大位に居り、大権を統べて国土及臣民を治むるなり。古典に天祖の勅を挙げて『瑞穂国是吾子孫可王之地宜爾皇孫就而治焉』と云へり」と、記紀神話における「天壌無窮の神勅」をも引用している。このように井上は天皇統治の正統性を「天壌無窮の神勅」で説明しており、彼において万世一系の皇統はアプリオリに絶対化されているのであるが、この「皇統一系」への価値意識こそ、後期水戸学に特徴的に見られるものであった。先述したように、藤田幽谷が「正名論」において「天朝は、開闢以来、皇統一姓にして」[74]と論じて以降、「皇統一系」は、「忠孝一致」や「祭政教一致」とともに後期水戸学に共通する観念となるわけであるが、井上は後期水戸学で強調された「皇統一系」という言わば神話的観念に天皇統治の正統性を求め、それを明治憲法第一条に基礎付けたのである。

先に示した「憲法制定ニ関スル意見書」において、井上はこの「皇統一系」と、「君臣ノ関係」「父子ノ関係」(忠孝一致)を、歴史的関連性において捉えていた。すなわち、井上において、「皇統一系」を明治憲法に明文化するということは、それと密接不可分の関係にある「忠孝一致」もまた、そこに含意されていることを意味する。従って、明

治憲法第一条によって、後期水戸学が近代天皇制国家における国家的基軸としての地位を実質的に確立したと言えよう。もちろん「皇統一系」の観念が、後期水戸学の専有物ではなく、明治憲法第一条がそのまま後期水戸学の思想を体現しているとまでは言えない。そこには、国典・国学思想の影響も確認できるであろう。だが、後期水戸学の影響を早くから受けていた井上が、明治憲法を実質的に起草し、事実、その起草過程において、「国体」にその基盤を求め、「万世一系」の皇統だけではなく、「忠孝一致」や「祖考ノ祭ヲ敬シ孝ヲ以テ治ヲ為ス」[75]という祖先崇拝に基づく祭政一致にまで言及していることを考慮に入れると、後期水戸学の影響を否定できないであろう。

五　教育勅語と後期水戸学

次に、教育勅語と後期水戸学の関係を考察したい。教育勅語の起草過程は、すでに先行研究によって明らかにされており[76]、ここで改めて論じるつもりはない。ただ、次の点は行論上しっかりと押さえておく必要がある。すなわち、井上が教育勅語の初期の草案で、「朕惟フニ、我ガ皇祖皇宗、国ヲ肇ムルコト久遠ニ、徳ヲ樹ツルコト深厚ニ、臣民亦厥ノ祖考ニ継ギ、克ク忠ニ克ク孝ニ、億兆心ヲ一ニシテ以テ国ノ光ヲ為セルハ、此レ乃国体ノ美ニシテ、実ニ教育ノ本源ナリ」[77]としていた点である。一見すればわかるように、この草案は、修辞上の相違はあるが、内容的に教育勅語の成文とほぼ同一である。井上はすでにこの草案で、「忠」「孝」を「国体ノ美」として称揚し、そこに「教育ノ本源」を求めるという、実際に発布された教育勅語冒頭の論旨を明示していた。

「億兆心ヲ一ニシテ」という、『新論』に見られる表現を含め、「忠」「孝」を「国体ノ精華」として謳った勅語冒頭に、後期水戸学の影響を確認するのは容易であろう。先の初期の草案を一瞥すればわかるように、この水戸学的な国体論は、井上によって明文化されたのである。この点について、すでに「勅語冒頭の水戸学的な国体の尊厳を草案に明示した最初は井上であり、元田がこれに同調したものである。従って勅語起草において元田も『国体』を重要視してはいたが、むしろ重点を中間の儒教的な徳目にかけ、これに対して井上は『国体』を冒頭においてここに重点をかけていたと理解すべきである」[78]との指摘があるが、もう少し踏み込んで、勅語冒頭と後期水戸学の関係を考察したい。

井上哲次郎の『勅語衍義』（一八九一年）が私著として刊行されながらも、教育勅語発布当時の文部大臣芳川顕正の委嘱で執筆され、勅語の実質的起草者である井上毅らの意見も徴しつつ、天皇の内覧を経て出版されたという経緯[79]からもわかるように、その他数多くある教育勅語の衍義書とは違って、唯一の公的な解説書であることは言うまでもない。ただ、「王言如玉ハ只タ簡短ニ在リト奉存候」[80]という認識のもとで教育勅語を起草していた井上は、専門的な内容で長文でもあった『勅語衍義』の出版には消極的であった。それは、解釈を加えることで教育勅語が相対化され、その神聖性が損なわれると考えたからであろう。事実、井上哲次郎の『勅語衍義』草稿の一部分に対して、「行文冗長ノ失アル」[81]、「無用ノ冗文タルコトヲ免レズ」[82]と批判を加えている。しかし、だからといって、井上が『勅語衍義』草稿の内容そのものを

全否定していたとするのは早計であろう。この『勅語衍義』草稿に対する井上毅の「修正稿」を検討することを通して、彼の勅語理解に接近することはある程度可能であると考えられる。

井上毅の「修正稿」は、稲田正次が井上哲次郎の『勅語衍義』草稿と比較することを通して、すでに詳細に検証している[83]。従って、ここでは本稿の問題設定と関係する冒頭の水戸学的な国体論に関わる該当箇所に焦点をあてて、検討したい。

『勅語衍義』草稿における教育勅語成文「朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ」の解釈に対しての井上の「修正稿」は次の通りである。

神武天皇国ヲ肇メ民ヲ治メ、我カ大日本帝国ヲ定メタマヘルノ後、歴世相承ケ、以テ今日ニ至ルマテ、皇統連綿、実ニ二千五百五十余年ノ久シキヲ経テ、皇威益々振ヒ、皇徳益々顕ハル、是レ海外ニ絶エテ比類ナキコトニシテ、我邦ノ超然万国ニ秀ツル所ナリ。蓋皇祖皇宗ノ徳沢深厚ナルニアラザルヨリハ、安ソ能ク此ノ如ク其レ盛ナルヲ得ンヤ[84]。

ここには、「海外ニ絶エテ比類ナキ」、「万国ニ秀ツル」という水戸学的な論調でもって、国体への優越意識が述べられている。このように「皇統連綿」の国体は、井上において疑いようのない自明のものとして血肉化されていたのである。すでに井上は、明治憲法発布後まもなく、皇典講究所で行った初代文部大臣森有礼への追悼講演で、「幸にして我国には万国に類ない所の優美なる国産がある。そは何ぞと云ふに外でない、即ち御国の国体、万世一系の一事である。此一事より外に教育の基とすべきものはない[85]」と述べていたが、井上において「国体」とは、「万世一系」の天皇による統治を意味し、そしてそれこそが教育の基盤であると確信していた。つまり、青年期に起草した「交易論」における井上の価値中立的な「国体」論が、明治憲法を実質的に起草することを通して、水戸学的な国体論としてはっきりと現れ、それはそのまま教育勅語に生かされることとなったのである。そのことは、次の『勅語衍義』草稿における教育勅語成文「此レ我カ国体ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦実ニ実ニ此ニ存ス」の解釈に対する井上の「修正稿」を見れば、より明らかとなる。

皇祖皇宗ノ国ヲ肇メラル、、極メテ宏遠ニ、其徳ヲ樹テラル、コト、甚ダ深厚ニ、而シテ臣民タルモノ、亦従来心ヲ一ニシテ、忠孝ノ道ヲ尽クスハ、即チ我邦ノ万国ニ卓絶スル所以ニシテ是ヲ国体ノ精華トス。而シテ我邦ノ教育ハ一ニ其ノ基本ヲ此ニ取ラサルベカラズ。抑皇祖皇宗ノ偉業盛徳数千年ノ久シキヲ経、我ガ国民ノ君ニ忠ニ親ニ孝ナル徳義ノ極メテ大ナルハ、我国ノ教育ニ於ケル固有ノ基本タリ。蓋教育ハ国民ノ歴史習慣ニ従ヒテ之レヲ施サヾルベカラズ。之レヲ国民的ノ教育トス[86]。

井上が「皇統連綿」の「国体」と「忠孝一致」を歴史的にも不可分な関係にあるものとして捉えていたことは、すでに繰り返し指摘している。従って、この水戸学的な「忠孝ノ道」もまた、「万国ニ卓絶スル所」と鼓舞され、井上において自明のものとされている。しかも、井上において、この「忠孝ノ道」は、世界に類例のない日本独自の「歴史習慣」であると賛美され、「皇統連綿」の国体と同様、教育の基盤とすべき

ものであると認識されているのである。先述したように、井上は青年期においてすでに「国体」に着目しており、それ以降、近代的な法体系などを確立する上で、その「国体」を支える日本独自の慣習や歴史を重要視していたが、ここに及んで、この慣習・歴史とは、具体的に「君ニ忠ニ親ニ孝ナル徳義」という、水戸学的な「忠孝一致」を指していることがわかる。すなわち、井上における価値中立的な「国体」の概念が、後期水戸学のそれとして明確に現れるようになったということは、以前より「国体ヲ組織スルノ元素」として「愛護」すべきことを主張していた「慣習・文学・歴史」[87]もまた、彼において「皇統連綿」や「忠孝ノ道」を含むものとして認識されるようになったことをも示しているのである。

このように、井上が教育勅語冒頭に、「皇統連綿」や「忠孝一致」という水戸学的な国体論を明文化したことによって、後期水戸学は近代天皇制国家において揺るぎない地位を確保したと言えよう。そしてそれは、例えば「万世一系の天皇をいただくことは、せかいの国国に、たぐひのないことであります」[88]、「正成は、こころの中で、このたびのいくさには、とても、いきてはかへれまいとおもひ、子の正行にむかひ、『父がなくなった後も、ちゅーぎのこころをうしなふな。こーこーの道は、これよりほかにはないぞ。』と、をしへて、国にかへしました」[89]と、『尋常小学修身書』第四学年（一九〇三年）に記載されているように、「万世一系」や「ちゅーぎ」「こーこー」（「忠孝」）などが、全「臣民」が学ぶ義務教育の尋常小学校において、絶えず再生産され続けることが保証されたことをも意味しているのである。天皇制ファシズム期における水戸学の顕彰は、このように広範な日本「臣民」に「万世一系」の観念や「忠孝」道徳が注入され、それが広く国民意識として社会的に定着した結果に起きた現象であったと考えられるが、井上が教育勅語に水戸学的な国体論を基礎づけたことが、その前提にあったことを看過してはならない。

次に、「皇祖ハ天照大御神ニシテ皇宗ヲ神武天皇トス」とした井上哲次郎の『勅語衍義』草稿に対して、井上毅が「肇国ノ基始ヲ叙ルニハ皇祖トハ神武天皇ヲ称ヘ皇宗トハ歴代ノ帝王ヲ称ヘ奉ルモノニシテ解セザルヘカラス」と付箋をつけて修正を求めたことについて、検討しておきたい。[90]

このように井上が勅語中の「皇祖」を神武天皇、「皇宗」を歴代の天皇と理解すべきであると主張したことに対し、「ここには、井上が憲法発布の勅語と教育勅語とを、いずれも〝建国の時点〟から説き起こした理由が雄弁に語られている。それによって彼は、君臣関係の力点を、神話よりも、神武建国以降の『歴史』に置こうとしたのだと言えよう」[91]と理解する研究や、「井上は、教育勅語には『古事記』・『日本書紀』における神武天皇以前の事柄は含めないものと解釈していた」[92]、「起草時に井上が行った教育勅語への世俗性の付与は徹底したものであり、それゆえ後の文相時にその教育勅語を徳育政策の中心に据えようとしたことは、天皇を機軸とする徳育を、井上が世俗主義を基調に確立させようとしたことを表していると考えられよう」[93]と理解し、井上を世俗的合理主義者と規定する研究がある。「かれ（井上―筆者）は少なくとも十九世紀、二十世紀においての日本国は『神儒国教制』ではなく

して、『信教自由、政教分離』の世俗国家で行くほかにないと信じた」[94]というように、井上が神道・儒教の国教化を否定し、「信教自由、政教分離」に基づく「世俗国家」を志向していたとする見解は、すでに神道史家葦津珍彦の国家神道研究に見られる。葦津を含め、国家神道を「国家に管理された神社神道」に限定して捉えようとする、いわゆる「狭義の国家神道」概念に立脚する研究においての井上毅像は、信教の自由・政教分離の原則を導入して神道の国教化を否定し、また、教育勅語からも神話性（『古事記』・『日本書紀』の神代巻の事柄）を除こうとした世俗的合理主義者としてのそれである。[95]このような研究を念頭に置きつつ、「皇祖ハ天照大御神ニシテ皇宗ヲ神武天皇トス」とした井上哲次郎の『勅語衍義』草稿に対して、井上毅が付箋をつけて修正を求めた該当の箇所を引用しよう。

肇国天皇ト称ヘ奉ルハ神武天皇ナリ。又崇神天皇ノ詔ニ皇祖トアルハ即チ神武天皇ヲ尊称シタマヘルナリ。故ニ皇統ノ綿糸ヲ論スルトキハ天照太神ヲ皇祖トスヘキモ、肇国ノ基始ヲ叙ルニハ皇祖トハ神武天皇ヲ称ヘ、皇宗トハ歴代ノ帝王ヲ称ヘ奉ルモノトシテ解セザルヘカラス。古典ニ拠レハ天照太神ハ「天シラス神」ニシテ「国シラス神」ニハ非ス。[96]（傍点―筆者）

「皇統ノ綿糸」を論じる場合は、「皇祖」を「天照太神」とした井上において、記紀神話における神話的観念・血縁的幻想は、アプリオリに絶対化されていることは言うまでもない。そのことは、井上が「余は太古の史にかこちて付会の説をなすことを好むものにあらす。（中略）そも〳〵御国の万世一系は恐らくも学問様に論すへきにあらされ」[97]と、「万世一系」を「学問」的に相対化することを嫌い、「太古の史」をそのまま事実として信奉していた態度からも理解できる。このように井上の一見「合理主義」的な思考は、非合理的な「天照太神」からの「皇統」を否定するものとはなり得ないのである。従って、いくら井上が「肇国」の歴史から述べる場合には、勅語中の「皇祖」を神武天皇、「皇宗」を歴代の天皇と理解すべきであると主張していたとしても、そもそも天照大神と同じく、神武天皇もまた、実在しない神話上の天皇である以上、それが井上による〝教育勅語の非神話化〟を意味していることにはならないはずである。また、このことと関連して、「勅語解釈ノ一事、近時紛訟之門、多議之源トナル。真ニ言フニ忍ビザル者アリ。生惟フ、義ハ日星ノ如ク、文ハ菽粟ノ如シ。解有リテ明ヲ加ヘズ、解無クシテ晦ヲ患ヘズ、竟ニ解無キノ優レルニ若ズ（原漢文）」[98]と、井上が公布された教育勅語に対して様々な解釈がなされ、相対化されている状況を憂慮していたことに注意しなくてはならない。つまり、井上は様々な解釈を超越したところに、教育勅語の真意を読み取り、勅語それ自体を神聖視していたのである。自らが起草した教育勅語を、原文そのままに受け入れる姿勢に、合理性は全く見出せない。むしろ、そこに「惟神言挙せぬ」という、非合理で国学的な態度を見出さなければならないであろう。[99]従って、それでもなお、そこに井上の世俗主義・合理主義を見出すならば、そのように認識する研究主体が、井上と同じく記紀神話の非合理性に規定されていると言わなければならない。

六 おわりに（井上毅の思想的性格と国家神道の定義をめぐって）

一九一〇（明治四三）年から順次刊行された、いわゆる第二期国定修身教科書において、「忠孝」道徳が強調され、祖先崇拝や家族国家観が全面に押し出されたのは周知の事実である。そこでは、「我等の家は我等が祖先の経営したる所にして、我等の父母は祖先の志を継ぎて家を治むるものなり。されば祖先を崇敬して祭祀の礼を厚くするは極めて大切なる事なり」[100]、「我が国は家族制度を基礎とし国を挙げて一大家族を成すものにして、皇室は我等の宗家なり。我等国民は子の父母に対する敬愛の情を以て万世一系の皇位を崇敬す。是を以て忠孝は一にして相分れず。…忠孝の一致は実に我が国体の特色なり」[101]などと記述されている。これらの記述内容が、「万世一系」の神話的観念を明治憲法第一条に基礎づけ、「夫レ家ハ小国家ニシテ父子ハ小君臣ナリ。子、父ニ事フルノ道ハ即チ君臣ニ事フルノ道ナレハ未タ家ニ孝ニシテ国ニ忠ナラサルモノアラズ」[102]と論じ、また教育勅語冒頭にも水戸学的な「忠孝」道徳と「国体の精華」を明文化した井上の国体論と同質のものであることは、もはや誰の目にも明らかであろう。井上が明治憲法や教育勅語の起草に参加したことによって、後期水戸学の国体論が、近代天皇制国家において正統的な地位を獲得し、ひいては特に修身教育を媒介として、社会的に浸透していったと言えよう。

以上、本稿は近代天皇制支配を実質的に形成した井上毅に、後期水戸学の影響があることを指摘してきた。すなわち、井上は青少年期に培われた水戸学的素養を前提として、「万世一系」や「忠孝一致」に基づく水戸学的な国体論に思想的影響を受けつつ、明治憲法と教育勅語を起草したのである。そこに、後期水戸学と近代天皇制国家との結節点を見出すのが本稿の立場であるが、最後に井上の思想的性格を国家神道と関連づけて、次の点を確認しておきたい。

最近の井上毅研究では、「復古的な井上毅像」と「近代的な井上毅像」を統一的に把握する視点に欠けていると言っても過言ではない。しかし、相反する両側面を、二律背反として捉えるのではなく、それを不可分なものとして統一的に把握してこそ、井上毅の実像が明らかにされるはずである。従って、本稿は井上に後期水戸学の影響を見出すことで、彼を短絡的に反近代的な保守的官僚と評価するものではない。また、井上の思想性において後期水戸学の影響を過大に評価し、明治憲法・教育勅語＝後期水戸学という図式で捉えているものでもない。言うまでもなく、井上は後期水戸学だけではなく、西洋の思想（特にプロシアの立憲思想）、儒教、国学の影響も受けている。中でも、天皇統治のあり方を「皇祖の のりのまに〳〵 大君ハ 民安かれと国しろしめす」[103]と形容しているように、井上の思想において国学の影響が大きいことは明らかである。「明治十四年の政変」以後、井上は明治憲法の制定作業のため古代法制や古典研究に没頭し、そのために小中村清矩や小中村（池辺）義象などの国学者と交流を深めていくが、特にこれを契機として、彼における国学的論調は顕著に現れるようになる。「神隨の自の道に於いて、天日嗣の一筋なることは、自然に定つて居つて、二千五百年前より一度もまちがつたことがない、あやまつたことがない」[104]との発言は、その一例である。

従って、井上の思想の構造を「国体（古典・国籍における固有の精神）＋儒教＋西洋文明」と捉えた梅溪の見解を基本的に継承しつつも、彼の思想の核心となる「国体」の領域には、国学とともに、「万世一系」や「忠孝一致」の観念に基づく後期水戸学の国体論の影響もあると強調するのが本稿の立場である。すなわち、井上の思想性は、国学的神道性と水戸学的国体論を核心としており、そのような非合理的で復古的な思想性と不可分に、近代立憲体制の原理性をも知悉しているというところに、井上毅の思想の特徴があると言えよう。そして、この井上における非合理的な「復古性」と外見的な「近代性」を統一的に捉える視点に基づいて、彼の思想を考察することは、国家神道の定義、更には、信教の自由・政教分離の確立を原則とする近代立憲体制下において、本来それとは対立するはずの国家神道が、なぜ存続可能となったのかを究明することにつながると考えられる。

以前、筆者は井上毅の教育政策と宗教政策を、国家神道史と関連させて考察したが[105]、そこでは国家神道を次のように定義した。国家神道とは、「天皇制神学[106]」を基軸として再編された神社神道で、その総体が「非宗教」とされた近代天皇制国家の宗教的基盤であり、事実上の国教である、と。なお、ここで国家神道の「教義」ともいうべき「天皇制神学」について付言しておくと、それは記紀神話での「三種の神器」や「天壌無窮の神勅」を根拠にしつつ、国学の神道的宗教性と後期水戸学の国体論とが相俟って形成されていった、と筆者は考えている。このような認識に基づいた場合、国学と後期水戸学の双方の影響が見られる井上は、「天皇制神学」を自らの思想に内面化し、更には近代立憲体制の諸原理を知悉していたがゆえに、近代天皇制国家の事実上の神道国教主義に「近代性」を付与する役割を果たしたと人物であると評価できる。すなわち、近代立憲体制を支える諸原理に精通していた井上が、それと不可分に国学や水戸学的な国体論も信奉して「天皇制神学」を擁護し、また「神道ヲ以テ宗教トスルハ、実ニ近世一二国学者ノ首唱スル所ニ始マル。而シテ之ヲ祖宗ノ遺訓ニ考フルニ、並ニ徴拠スヘキコトナシ。蓋祖先ヲ崇敬シ、宗廟ヲ祭祀スルハ、皇家追遠厚本ノ重典、即チ朝憲ニ属シテ教憲ニ属セズ。此レヲ以テ礼拝、祈念ノ類ト混スヘキニ非ス[107]」と神道非宗教論に立脚しつつ、信教の自由・政教分離などの近代立憲国家の原則をも擬制的に組み込んだことによって―ただし、井上に則して言えば、信教の自由ではなくて「トレランス」（宗教的寛容）を、政教分離ではなくて「公認教制」を採用した[108]―、国家神道は「非宗教」と「近代性」というヴェールに包まれ、近代国家に相応しく再編成された、と理解できるのである。

井上における一見「合理」的に見える思考は、近代天皇制国家に内在している神話性・非合理性を否定するものではなく、むしろそれに「近代」的なヴェールを与えるものであったと評価しなくてはならない。しかも、そのような井上の一見「合理」的な思考は、彼自身が起草した「皇朕レ謹ミ畏ミ皇祖皇宗ノ神霊ニ誥ケ白サク、皇朕レ天壌無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ宝祚ヲ承継シ」という、宮中三殿の賢所で告げられた「告文[109]」の非合理性と、何ら矛盾することなく両立していたのである。従来の国家神道研究において、この「告文」はあまり分析対象とされてこなかったが、ここには明確に神道的宗教性が示されてい

ることが理解できよう。しかもこの「告文」が官報号外で公布されたことは、神道が実質的に国教的扱いをされていたことを示しているが、井上の「合理」的思考は、「皇祖皇宗ノ神霊」を疑うものとはなり得るはずもなく、彼はそれを無自覚的に受容していたのである。そして支配者側の井上と同様、当時の被治者側もまた、「告文」という神道的儀礼に対して無批判であったことは言うまでもないが、「非宗教」を自称する国家神道の受容基盤とは、このような民衆側の無自覚的な神祇信仰に外ならないのである。

註

(1) この点についての画期的研究は、尾藤正英「水戸学の特質」(『日本思想大系53 水戸学』岩波書店 一九七三年)であり、本稿は基本的にこの視点に立っている。

(2) 「文部省訓令」一八九〇(明治二三)年一〇月三〇日(『法令全書』第二三巻ノ四 四五九頁)。

(3) 『国体の本義』九頁。

(4) 『国体の本義』四七頁。

(5) 吉田俊純『後期水戸学研究序説』(本邦書籍 一九八六年)の「水戸学関係年表」を参照。

(6) 家永三郎「教育勅語成立の思想史的考察」(『史学雑誌』第六六三号 一九四七年 一〇頁)。

(7) 前掲、家永三郎「教育勅語成立の思想史的考察」一五〜一六頁。

(8) ちなみに教育勅語に「普遍性」を認めた家永三郎は、井上毅を「近代的官僚」と捉え(前掲、「教育勅語成立の思想史的考察」一三頁)、彼の思想的性格を「勿論大きな制限をもつてはゐるが」とした上で、「近代的立憲主義」と規定した(前掲、「教育勅語成立の思想史的考察」一四頁)。

(9) 梅渓昇『明治前期政治史の研究』(未来社 一九六三年 三二二頁)。

(10) 前掲、梅渓昇『明治前期政治史の研究』三二三頁。

(11) 野口伐名『井上毅の教育思想』(風間書房 一九九四年 二九三頁)。

(12) 前掲、野口伐名『井上毅の教育思想』三二九頁。

(13) 後期水戸学に関しては、主に次の先行研究を参考にした。前掲の尾藤正英「水戸学の特質」、同「尊王攘夷思想」(『岩波講座 日本歴史13』岩波書店 一九七七年)、『水戸市史 中巻(三)』(一九七六年)、本郷隆盛「幕藩制の動揺と国体イデオロギーの形成―後期水戸学を中心に―」(歴史学研究別冊特集『民族と国家』一九七七年)、同「藤田幽谷「正名論」の歴史的位置―水戸学研究の現在―」(『近世思想史研究の現在』思文閣出版 一九九五年)、橋川文三「水戸学の源流と成立」(『日本の名著29 藤田東湖』中央公論社 一九八四年)、前掲の吉田俊純『後期水戸学研究序説』、辻本雅史『近世教育思想史の研究―日本における「公教育」思想の源流―』(思文閣出版 一九九〇年)など。

(14) 前掲、尾藤正英「尊王攘夷思想」七八頁。

(15) 「正名論」(前掲『日本思想大系53 水戸学』一一頁)。

(16) 前掲、「正名論」一三頁。

(17) 幽谷は「ただ我が天朝のみは、開闢以来、一姓相承け、天日之嗣、これを無窮に伝ふ」(前掲『日本思想大系53 水戸学』二〇頁)とも論じている。

(18) 『新論』(前掲『日本思想大系53 水戸学』五〇頁)。

(19) 前掲、『新論』五一頁。

(20) 前掲、『新論』五二頁。

(21) 『迪彝篇』(『新論・迪彝篇』岩波文庫 一九三一年 二五一頁)。

(22) 『退食間話』(前掲『日本思想大系53 水戸学』二三九〜二四〇頁)。

(23) 「人臣去就説」(前掲『日本思想大系53 水戸学』三六〇頁)。

(24) 会沢の最晩年の著作「時務策」にも、「天朝ハ天照皇大神以来皇統正クマシマシテ、万国ノ中ニ比倫スベキ国アルコトナシ」(前掲『日本思想

大系53 水戸学』三六六頁）とある。

(25) 前掲、『新論』五二頁。

(26) 前掲、『新論』五三頁。

(27) 前掲、『新論』五六頁。

(28)「弘道館記」（前掲『日本思想大系53 水戸学』二三一頁）。

(29)『弘道館述義』（前掲『日本思想大系53 水戸学』二六〇頁）。

(30) 前掲、『弘道館述義』二六九頁。

(31) 前掲、『弘道館述義』二七九頁。

(32) 前掲、『弘道館述義』三二四頁。

(33) 前掲、『弘道館述義』三二六頁。

(34) 前掲、『弘道館述義』三三四～三三五頁。

(35) 中島三千男「明治国家と宗教―井上毅の宗教観・宗教政策の分析―」（『歴史学研究』四一三号 一九七四年 三三頁）。

(36)『井上毅伝』史料篇第三 七一三頁。

(37)「交易論」（『井上毅伝』史料篇第三 一八頁）。

(38) 前掲「交易論」二四頁。

(39)『熊本県教育史』上巻（臨川書店 一九七五年 二九五～二九六頁）。

(40) 前掲『熊本県教育史』上巻 二九八頁。

(41) 前掲『熊本県教育史』上巻 二九七頁。

(42)『元田井上両先生事蹟講演録』（一九一三年 三頁）。

(43) 前掲、野口伐名『井上毅の教育思想』二九頁。ただし、青少年期の井上に水戸学の影響を認めているものの、本書全体を通じては、井上毅の「思想的開明性」がクローズアップされている。

(44) 前掲「交易論」一四頁。

(45) 前掲「交易論」一八～一九頁。

(46)「伊藤参議教育議」一八七九（明治一二）年九月（『井上毅伝』史料篇第六 八七頁）。

(47)「伯耳霊ニ於テ筆記」一八七三（明治六）年五月一四日（『井上毅伝』史料篇第三 四六頁）。

(48) 前掲「伯耳霊ニ於テ筆記」 四七頁。

(49) 前掲「交易論」二三頁。

(50) 前掲「交易論」二四頁。

(51)『王国建国法 第一』一八七五（明治八）年三月（『井上毅伝』史料篇第三 四四三頁）。

(52)「憲法意見（第一）」一八八一（明治一四）年六月（『井上毅伝』史料篇第一 二二八頁）。

(53)「伊藤博文宛書簡」一八八一（明治一四）年七月一二日（『井上毅伝』史料篇第四 四七頁）。

(54)「人心教導意見案」一八八一（明治一四）年一一月七日（『井上毅伝』史料篇第一 二五一頁）。

(55) その他、井上は「独逸書籍翻訳意見」で「五十年来新ニ日耳曼ニ一派ノ正義者流ヲ出シタルハ実ニ我国ニ向テ暗ニ国体ヲ維持スル憲法ノ応援ヲナシタルモノトイフベシ。方今憲法設立ノ為メ経画設備ハ人心ヲ総攬制御スルニアリ。人心ヲ総攬制御スルニハ先ツ其脳漿ヲ涵化スル所ノ書籍教育ヲシテ時流ヲ去テ正義ニ帰セシムルニアリ。右ノ理由アルニヨリ伏願ハ急ニ参事院中ニ一局ヲ設ケラレ、加藤弘蔵、平田東助、山脇玄等ノ日耳曼学者ヲ集メ、其他現在商法ノ取調ニ従事スル所ノ日耳曼学者四五輩ヲシテ是ニ従属セシメ、別紙登載ノ書籍類ヲ翻訳シ一冊訳成ルコトニ是ヲ印刷シテ世ニ公ニシ、世ノ政論ノ徒ヲシテ其資料ヲ是ニ取ルコトヲ得セシメン」（『井上毅伝』史料篇第一 二五五頁）と、参事院に「独逸書籍翻訳」のための一局を設立することを主張している。

(56) 一八八一（明治一四）年九月一八日設立。会員には、品川弥二郎、青木周蔵、平田東助、山脇玄らの法制官僚がおり、その他にも、加藤弘之、西周、伊藤博文、山県有朋らがいた。また、H・ロェスラー、A・モッセらのお雇ドイツ人も会員であった。なお、独逸学協会の会員につい

ては「独逸学協会々員一覧」(『独協百年』第一号 一九七九年 三六四頁以下)参照。

(57)「山県参議変則独乙学校ヲ設クルノ議」一八八三(明治一六)年一月(『井上毅伝』史料篇第六 一四五頁)。

(58)一八八三(明治一六)年一〇月二二日に設立され、初代校長は西周であった。

(59)以下、「言霊」(『井上毅伝』史料篇第三 六四二頁以下)。

(60)「告文」一八八二(明治一五)年九月(『皇典講究所五十年史』一九三二年 三〇〜三一頁)。

(61)一八八二(明治一五)年八月三〇日の「内務省乙第四六号」で「今般皇典講究所設置ニ付、府県社以下神官撰挙ノ節、該所ノ卒業証書無之者ハ、皇典講究所本分所ノ試験ヲ受サセ、試験済ノ証書ヲ相渡候筈ニ付、今後撰挙出願ノ向ハ、該所卒業証書写若クハ試験済ノ証書ヲ副ヘ、願出候者ニ限リ、認可ヲ与ヘ候儀ト可心得、此旨相達候事」(『法令全書』一五 三五五頁)と達せられ、府県社以下の神官には皇典講究所の卒業生、あるいは皇典講究本分所の試験を経た者が任用されることとなった。

(62)「国学院設立趣意書」一八九〇(明治二三)年七月(前掲『皇典講究所五十年史』一三九頁)。

(63)『皇典講究所五十年史』の編者は、「国学院設立趣意書」は、「松野勇雄氏之を起草し、当時法制局長官たりし井上毅氏の意見をも求めて其の加筆を得たものといふ。当時松野氏を助けて国学院設立の議に参画した人々は、現在本所理事たる三上参次、今泉定助氏、及び故畠山健氏等であるが、殊に此の計画について、最も多く相談に与かつた人は実に井上毅氏であつたのである」(同、一四〇頁)としている。

(64)大久保利謙「明治十四年の政変—薩長藩閥政権の確立—」(『明治国家の形成 大久保利謙歴史著作集』2 吉川弘文館 一九八六年 三八四頁 初出は一九五二年)。

(65)「憲法綱領意見」一八八一(明治一四)年六月(『井上毅伝』史料篇第一 二三五頁以下)。

(66)以下、「憲法制定意見案」一八八一(明治一四)年(『井上毅伝』史料篇第一 二三六頁以下)。

(67)以下、「各参議立憲上疏」一八八一(明治一四)年一〇月一一日(『井上毅伝』史料篇第六 一〇三頁以下)。

(68)以下、「憲法制定ニ関スル意見書」(井上毅文書 梧陰文庫B—一八五八)。

(69)前掲『新論』五二頁。

(70)前掲『新論』五六頁。

(71)『法令全書』第二二巻ノ一 二頁。

(72)鈴木安蔵『憲法制定とロエスレル—日本憲法諸原案の起草経緯と其の根本精神—』(東洋経済新報社 一九四二年 三七九頁)。

(73)伊藤博文著・宮沢俊義校註『憲法義解』(岩波書店 一九四〇年 二二頁以下)。なお、『憲法義解』は伊藤博文の私著として刊行されたが、「大日本帝国憲法に関する半官的な逐條説明書」(同、一八六頁)であり、その大部分は井上が起草し、彼は「義解の父」(同、一八二頁)とされている。

(74)前掲、「正名論」一三頁。

(75)前掲、「憲法制定意見案」二三八頁。

(76)海後宗臣『海後宗臣著作集 第十巻 教育勅語成立史研究』(東京書籍株式会社 一九八一年 初出は一九六五年)、稲田正次『教育勅語成立過程の研究』(講談社 一九七一年)、前掲の梅渓昇『明治前期政治史の研究』など。

(77)「井上毅草案」(『日本近代思想大系6 教育の体系』岩波書店 一九九〇年 三七八頁)。

(78)前掲、梅渓昇『明治前期政治史の研究』三二二〜三二三頁。

(79)前掲、稲田正次『教育勅語成立過程の研究』三三七頁以下、参照。

(80)「教育勅語意見」一八九〇（明治二三）年六月二〇日（『井上毅伝』史料篇第二一三二頁）。
(81)『井上毅伝』史料篇補遺第二一二一〇頁。
(82)『井上毅伝』史料篇補遺第二一二一一頁。
(83) 前掲、稲田正次『教育勅語成立過程の研究』三四一頁以下、参照。
(84)「勅語衍義」一八九一（明治二四）年（『井上毅伝』史料篇補遺第二一九四頁）。
(85)「故森文部大臣ノ教育主義」一八八九（明治二二）年三月九日（『井上毅伝』史料篇第五 四〇二頁）。この講演は、井上が「故森文部大臣ノ教育主義」を弁明するという形式で行われているが、むしろ彼自身の教育観を吐露したものであることは言うまでもない。
(86) 前掲、「勅語衍義」一九五～一九六頁。
(87) 前掲、「伊藤参議教育議」八七頁。
(88) 海後宗臣編『日本教科書大系 近代編 第3巻 修身（三）』（講談社 一九六二年 二六頁）。
(89) 前掲、『日本教科書大系 近代編 第3巻 修身（三）』二七頁。
(90) 前掲、稲田正次『教育勅語成立過程の研究』三四五頁。
(91) 新田均『「現人神」「国家神道」という幻想―近代日本を歪めた俗説を糺す―』（PHP研究所 二〇〇三年 三九頁）。
(92) 齊藤智朗『井上毅と宗教―明治国家形成と世俗主義―』（弘文社 二〇〇六年 二三〇頁）。
(93) 前掲、齊藤智朗『井上毅と宗教』二三一頁。
(94) 葦津珍彦著・阪本是丸註『国家神道とは何だったのか』（神社新報社 一九八七年 一一三頁）。
(95) 例えば、葦津珍彦の問題意識を継承し、「広義の国家神道」概念を意識しつつも、その実は「狭義の国家神道」概念に基づいて実証研究を行っている阪本是丸も、「帝国憲法の実質的起草者である井上毅や伊藤博文には、信教の自由を保障するための政教分離は近代立憲国家にあっては必要不可欠の原則であるとの考えがあった」、「井上の政教分離思想は当時としてはかなり徹底したもの」と指摘している（大原康男・百地章・阪本是丸『国家と宗教の間―政教分離の思想と現実―』日本教文社 一九八九年 二七五～二七六頁）。
(96)『井上毅伝』史料篇補遺第二一二一〇頁。
(97) 前掲、「言霊」六四六頁。
(98)「答小橋某書」一八九二（明治二五）年一二月一四日（『井上毅伝』史料篇第三 六九一頁）。
(99) この点においても、井上における国学的思想性は明らかであるが、その国学的思想性とともに後期水戸学の影響を確認しようとするのが本稿の立場である。
(100) 前掲、『日本教科書大系 近代編 第3巻 修身（三）』一一三頁。
(101) 唐澤富太郎『教科書の歴史』（創文社 一九五六年 二七八頁）。
(102) 前掲、「憲法制定ニ関スル意見書」。
(103)「佐々友房宛書簡」一八八八（明治二一）年七月一四日（『井上毅伝』史料篇第四 四二七頁）。
(104)「古言」一八八九（明治二二）年二月一六日（『井上毅伝』史料篇第五 四〇〇頁）。
(105) 拙稿「国家神道の成立・展開過程と井上毅の教育政策」（『国史学研究』第二七号 二〇〇四年）、「国家神道の成立・展開過程と井上毅の宗教観・宗教政策―特にその「トレランス」（宗教的寛容）・「信教の自由」論の実質について―」（『龍谷史壇』第一二三号 二〇〇五年）参照。
(106) 筆者は、天皇は天照大神の血統を受け継ぐ「万世一系」の現人神で、「三種の神器」・「天壌無窮の神勅」を継承する日本の正統な統治者である、という記紀神話に依拠して形成されたイデオロギーを、「天皇制神学」と定義する。そして、国家神道の「教義」と考えている「天皇制神学」をこのように定義した上で、次の点を指摘しておきたい。
王政復古・祭政一致・神祇官再興の布告に始まり、廃仏毀釈やキリス

ト教弾圧をともなった明治初年のファナティックな神道国教主義は、仏教勢力（真宗教団）の「抵抗」や文明開化という時代的風潮の中で撤回され、「神道非宗教」論に基づく事実上の神道国教主義がそれに取って代わった。しかし、その過程においても「天皇制神学」それ自体は一度も公的に否定されたことがなく、「明治維新」以来、天皇の神的権威を天照大神以来の万世一系性によって根拠づけ、天皇支配の正統性を「三種の神器」や「天壌無窮の神勅」に求めるという原則は、一度も放棄されなかったことを見落としてはならない。井上毅は、明治憲法第一条で「万世一系」を明記し、『憲法義解』の第一条の解説でも「天壌無窮の神勅」を引用して、記紀神話によって天皇の統治権を根拠づけたが、これにより「天皇制神学」は公法的な地位を獲得したと言える。そして、それ以後、例えば「天照大神はわが天皇陛下の御先祖にてまします。その御徳、きはめて、高く、あたかも、太陽の天上にありて、世界を照すが如し。大神は、御孫瓊瓊杵尊に、この国をさづけたまひて、『皇位の盛なること、天地とともにきはまりなかるべし。』と仰せたまひき。万世にうごくことなき、わが大日本帝国の基は、実に、ここにさだまれるなり。この時、大神は、鏡と剣と玉との三つの御宝を、尊にさづけたまひき。これを三種の神器といふ」（海後宗臣編『日本教科書大系 近代編 第19巻 歴史（二）』講談社 一九六三年 四四一～四四二頁）、「天照大神は、おんまごニニギノミコトに、三種の神器をおさづけになって、『この日本国ををさめよ。』と、おほせられました。ニニギノミコトのごしそんの神武天皇は、わるものどもをごせいばつになって、天皇のおくらゐにおつきになりました。これが、わが大日本帝国のはじめであります」（前掲、『日本教科書大系 近代編 第3巻 修身（三）』二二六頁）と、第一期の国定歴史教科書や国定修身教科書にあるように、義務教育においても「天皇制神学」の徹底化が意図されていった、と筆者は考えている。

最近の国家神道研究においては、個別的な実証に基づく細分化が進行しているが、これに対し、筆者は右のような全体像を持っており、全体像を度外視してなされる研究の細分化は、「木を見て森を見ない」立論に陥る危険性があると考えている。

(107)「山県参議宗教処分意見」一八八四（明治一七）年三月頃（『井上毅伝』史料篇第六 一六七頁）。

(108)この点については、前掲の拙稿「国家神道の成立・展開過程と井上毅の宗教観・宗教政策」を参照。

(109)「告文」を含め、「憲法発布勅語」、「憲法上諭」のいずれもが井上の起草によるものである。この点について、稲田正次『明治憲法成立史』下巻（有斐閣 一九六二年 八四三～八五八頁）を参照。

［付記］本稿では敬称をすべて略した。

（いのうえ　だいすけ：筑紫女学園高等学校　教諭）